

ネイチャーポジティブ型 森づくりマニュアル策定業務

業務報告書

2026年 2月

とくしま森林づくり県民会議

目次

I. 業務概要	1
1. 業務の背景	1
(1) これまでの取り組みと成果	1
(2) 生物多様性を巡る社会情勢の変化	1
(3) 森林・企業を取り巻く課題	1
2. 業務の目的	2
(1) 多様なニーズに対応した評価手法の構築	2
(2) 実証に基づく「森づくりマニュアル (Ver1.0)」の策定	2
(3) 企業参画の拡大と将来的な展開	2
3. 業務の工程	3
(1) 森林調査の評価手法の構築	3
(2) モデル区域での調査・評価の実証	3
(3) ネイチャーポジティブ森づくりマニュアルの策定	3
II. 業務成果	4
1. 森林調査の評価手法の構築	4
1-1 既往知見の収集・整理	4
(1) 調査の手法・項目	4
(2) 評価基準・指標	5
(3) ゾーニングと目標林型	6
(4) 施業・管理手法	7
1-2 評価基準の設定	8
(1) 背景	8
(2) 基本的な考え方	9
(3) 森林が有する多面的な機能に係る評価の視点	11
(4) 評価基準の設定	14
(5) 森づくり事業タイプ別・自然共生サイト認定の方向性	17
(6) ネイチャーポジティブ (NP) 型森づくりマニュアル (Ver1.0)	18
(7) 補足：自然共生サイト (OECM) の認定基準と推奨活動	25
2. 今後の展望 (Ver2.0 への発展方針)	29
(1) 評価結果の蓄積とデータ化 (定性から定量への拡張)	29
(2) Web GIS 連携による空間情報の可視化	29
(3) 「マニュアル+データ共有基盤」の統合	29

I. 業務概要

1. 業務の背景

(1) これまでの取り組みと成果

とくしま森林づくり県民会議では、これまで森林整備活動に伴い発生する CO2 吸収量を認証する仕組みを通じ、企業・団体の気候変動対策への貢献活動としての森づくりを推進してきた。この取り組みは、脱炭素社会の実現に向けた企業の環境貢献活動として一定の成果を上げてきた。

(2) 生物多様性を巡る社会情勢の変化

しかし近年、2022年12月のCOP15で採択された世界目標「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」に基づき、2024年4月から「地域生物多様性増進法」が施行されるなど、社会情勢は大きく変化している。企業の事業活動においても、従来の気候変動対策に加え、生物多様性への配慮が新たに強く求められるようになった。また、国の「自然共生サイト」認定制度の本格運用や、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に基づく情報開示の動きが進んでおり、企業経営において「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が重要なテーマとなっている。

(3) 森林・企業を取り巻く課題

また、森林の現場においては、所有者の高齢化や管理意欲の減退が進んでおり、新たな投資の呼び込みによる森林整備の促進が急務である。一方で、企業側、特に中小企業においては、独自で高度な環境貢献活動に対応することが困難な現状がある。こうした背景から、従来の「気候変動対策型の森づくり」から一歩進め、生物多様性保全の視点を取り入れた新たな森づくりの評価軸と、それを実践するための具体的な指針が必要とされている。

2. 業務の目的

本業務は、生物多様性を軸に据えた「ネイチャーポジティブ型森づくり評価手法」を構築し、現場で活用可能な「森づくりマニュアル（Ver1.0）」を策定することを目的とする。具体的な目的は以下の通りである。

(1) 多様なニーズに対応した評価手法の構築

森林の評価に関する項目（調査の手法・項目、評価基準・指標、ゾーニングと目標林型、施業・管理手法等）および、森林が有する多面的な機能（供給、調整、文化、生態系サービスなど）を整理し、以下の4つの視点から新たな森づくり評価基準を構築する。

- **必須要件**：森林経営計画の策定、必須な施業管理実績の確認。
- **適切な施業管理実態**：適切な管理が行われているかの施業管理実績の確認。
- **企業連携（基本事項）**：地域貢献や社員参加、資源活用など、活動の拡がり进行评估。
- **企業連携（TNFD 対応）**：回避・修復・代償など、国際的な開示枠組みに準じた高度な活動を評価。

(2) 実証に基づく「森づくりマニュアル（Ver1.0）」の策定

構築した評価手法をモデル区域（間伐地、伐採・再造林地、広葉樹林化事業地等）で実証し、その有効性を検証する。その結果を踏まえ、調査手順、記録方法、評価視点などを体系的に整理した「ネイチャーポジティブの視点を取り入れた森づくりマニュアル（Ver1.0）」を策定する。本マニュアルは、今後の森づくり事業の展開に先立って行う当該林地の評価指針として位置づけられる。

(3) 企業参画の拡大と将来的な展開

本業務を通じて、企業の環境貢献ニーズに合わせた森づくり活動への投資を促し、参画企業の裾野を拡大することを目指す。将来的には、本マニュアルに基づく取り組みを環境省の「自然共生サイト」への登録につなげ、企業の「30by30」目標達成を支援するとともに、持続可能な森林管理と山村地域の活性化に寄与することを最終的な目的とする。

3. 業務の工程

(1) 森林調査の評価手法の構築

① 既往知見の収集・整理

森林生態学や生物多様性、ネイチャーポジティブ等の先行事例から知見を収集した。森林の評価に関する項目（調査の手法・項目、評価基準・指標、ゾーニングと目標林型、施業・管理手法等）を整理し、評価項目を検討した。

② 多様なニーズに対応した評価基準の設定

森林の評価に関する項目および、森林が有する多面的な機能を整理し、企業の多様な「環境貢献ニーズ」や「事業活動リスク」に対応できる新たな森づくりの評価基準を設定した。

③ タイプ別評価手法の設定

間伐地、伐採・再造林地、広葉樹林化事業地など、森づくり事業タイプ毎に評価手法を設定した。

(2) モデル区域での調査・評価の実証

① 実証調査と検証

(1)で構築した評価手法を現地で試行し、データ収集と再現性検証を行った。また、タイプごとに課題と改善点を整理し、マニュアル化に向けて体系化した。

(3) ネイチャーポジティブ森づくりマニュアルの策定

① 位置づけ

モデル区域で試行した成果を整理し、**森づくりマニュアル（Ver1.0：試行版）**として体系化する。

② マニュアル構成案（Ver1.0）

- ・ 既往知見の収集・整理
- ・ 評価基準の設定（背景／基本的な考え方／評価の視点）
- ・ 森づくり事業タイプ別・自然共生サイト認定の方向性
（間伐地／伐採・再造林地／広葉樹林化地）
- ・ ネイチャーポジティブ森づくりマニュアルフローとチェックリスト

③ 成果の展望

Ver1.0をベースに、次年度以降は評価結果の蓄積とWeb GIS連携を行い、「マニュアル＋データ共有基盤」を統合したVer2.0を整備予定。

II. 業務成果

1. 森林調査の評価手法の構築

1-1 既往知見の収集・整理

森づくりマニュアル策定に向けて、必要と考えられる検討項目を選択し、各項目に関する資料を収集した。以下に選択した検討項目の概要および、収集した関連資料について示す。

(1) 調査の手法・項目

森林の状態を客観的に把握するための具体的な調査項目と手法に関する資料である。

検討項目	具体的な内容・視点	関連資料
基本情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> ●位置、気候、地形、地質、土地利用履歴の確認 ●GIS（地理情報システム）データの活用 ●既存資料（植生図、森林簿など）の活用 	[1],[2],[3]
植生・林分構造調査	<ul style="list-style-type: none"> ●毎木調査（樹種、胸高直径、樹高） ●階層構造（高木、亜高木、低木、草本）の確認 ●下層植生の被度、稚樹の有無 ●枯損木、倒木、樹洞木の有無（マイクロハビタット） 	[4],[5]
生物相調査	<ul style="list-style-type: none"> ●哺乳類、鳥類、昆虫類、植物等の出現種リスト作成 ●環境 DNA 分析技術の活用 ●定点カメラ（自動撮影）によるモニタリング ●市民参加型調査（アプリ活用など） 	[3],[4],[6]
防災・土壌保全調査	<ul style="list-style-type: none"> ●地質（花崗岩、変成岩など）と風化度の確認 ●微地形（0次谷、遷急点）の判読 ●土壌侵食痕（土柱、リル、ガリー）の有無 ●湿性土壌指標植物の確認 	[1],[4]
森林被害・外来種調査	<ul style="list-style-type: none"> ●シカ等の食害痕、剥皮の有無 ●外来種（植物・動物）の侵入状況 	[3],[7]

関連資料対応：

- [1] 豊田市_森林保全ガイドライン本編
- [2] 環境省_生物多様性地域戦略策定の手引き
- [3] 京都府_生物多様性地域戦略
- [4] 林野庁_令和6年度森林生態系における生物多様性の動向調査
- [5] 森林総研_生物多様性に配慮した森林管理テキスト
- [6] 環境省_生物多様性国家戦略 2023-2030_本文
- [7] 神奈川県_かながわ生物多様性計画 2024-2030

(2) 評価基準・指標

調査結果に基づき、その森林が持つ価値や機能を評価するための基準である。

検討項目	具体的な内容・視点	関連資料
生物多様性の 価値基準	<ul style="list-style-type: none"> ●「自然共生サイト」認定基準（希少種、生態系、文化的価値等） ●OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の要件 ●環境省レッドリスト、地方版レッドデータブックとの照合 	[8],[9]
定量的な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ●「あいちミティゲーション定量評価手法」（数値化による評価） ●HEP（ハビタット評価手続き）などの生息適性評価 ●植生自然度、多様度指数（シャノン・ウィナー指数等） ●炭素固定量、水源涵養機能の定量化 	[10],[11]
森林の健全性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●形状比、樹冠長率による混み合い度の判定 ●相対幹距比、収量比数による密度管理 ●森林の発達段階（林分初期、若齢、成熟、老齢）の判定 	[12],[13]
企業向け評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ●TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）推奨指標 ●LEAPアプローチ（発見、診断、評価、準備） ●事業活動のリスクと機会、依存と影響の分析 ●森林認証（FSC, SGEC等）の基準 	[14]
関連資料対応： [8] 環境省_地域生物多様性増進活動の手引き [9] 神奈川県_かながわ生物多様性計画 2024-2030 [10] 愛知県_あいち生物多様性戦略 2020 [11] 林野庁_令和6年度森林生態系における生物多様性の動向調査 [12] NPO 法人森づくりフォーラム_人工林の多様性を高める森づくり事例ガイド [13] 林野庁_森づくりの理念と森林施業 [14] 林野庁_森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針		

(3) ゾーニングと目標林型

評価に基づき、その森林をどのような姿に誘導するか（目標設定）に関する項目である。

検討項目	具体的な内容・視点	関連資料
ゾーニング（機能区分と活動類型）	<ul style="list-style-type: none"> ●地形・災害リスクに応じた区分： <ul style="list-style-type: none"> ・地質、地形（0次谷等）に基づき、崩壊リスクの高い場所を保全ゾーンとする。 ●自然共生サイト「活動の類型」に基づく区分： <ul style="list-style-type: none"> ・維持タイプ：既に良好な生態系（里山林、二次林、極相林）が成立しており、その状態を維持する区域。 ・回復タイプ：管理放棄された人工林や荒廃竹林など、過去に損なわれた生物多様性を回復させる区域。 ・創出タイプ：都市部や工場敷地など、新たに緑地やビオトープを造成し生態系を創出する区域。 	[15],[16],[17],[18]
目標林型の設定（活動の類型タイプの具体像）	<ul style="list-style-type: none"> ●維持タイプの目標林型： <ul style="list-style-type: none"> ・「里山林（二次林）」：明るい林床を維持し、希少種や草原性植物が生育する環境。定期的な伐採・萌芽更新を行う。 ・「天然生林（老齢林）」：人為的な干渉を最小限にし、巨木や枯損木が存在する複雑な構造を維持する。 ●回復タイプの目標林型： <ul style="list-style-type: none"> ・「針広混交林」への誘導：手入れ不足の単一の針葉樹人工林から、広葉樹を導入し多様な樹種・樹齢が混在する森林へ移行させる。 ・「複層林」：林内の光環境をコントロールするなどして下層植生を発達させることで、垂直的な多様性を持たせる。 ●創出タイプの目標林型： <ul style="list-style-type: none"> ・「エコロジカル・ネットワークの拠点」：都市部の緑地やビオトープを整備し、周辺の緑地と生物の移動経路をつなぐ。 	[15],[17],[18],[19],[20],[21],[22],[23]
特定の生物のための環境（OECM 価値評価との連動）	<ul style="list-style-type: none"> ●希少種・特徴的な種の保全： <ul style="list-style-type: none"> ・猛禽類の狩場（列状間伐によるギャップ形成）や、特定の昆虫の食草がある草地環境の確保。 ・OECM 認定基準の「生物多様性の価値（希少種、固有種等）」に合致する環境の特定と保全。 ●水辺・湿地の保全： <ul style="list-style-type: none"> ・溪畔林（水辺林）の保全・再生による水生生物の生息環境確保。 	[16],[21],[23],[24]
関連資料対応： [15] 林野庁_森づくりの理念と森林施業 [16] 豊田市_森林保全ガイドライン本編 [17] 環境省_効果が期待できる活動手法		

[18] 環境省_30by30 ロードマップ
[19] 環境省_生態系タイプ別の活動手法リスト
[20] 林野庁_生物多様性保全に資する森林管理のあり方検討の方向性
[21] NPO 法人森づくりフォーラム_人工林の多様性を高める森づくり事例ガイド
[22] 奈良県_災害に強い森林づくり奈良県ガイドライン
[23] 林野庁_森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針
[24] 環境省_自然共生サイト認定申請書解説

(4) 施業・管理手法

目標とする森林へ誘導するための具体的な技術や配慮事項である。

検討項目	具体的な内容・視点	関連資料
生物多様性に配慮した施業	<ul style="list-style-type: none"> ●保残伐（保持林業）：枯損木や広葉樹を残す伐採 ●小面積皆伐、群状間伐、帯状間伐によるモザイク状の配置 ●下層植生や表土を保護する作業システムの選択 	[25],[26]
更新・保育	<ul style="list-style-type: none"> ●天然更新の活用とその難易度（ササ、シカ食害等の阻害要因） ●地域性苗木（遺伝的系統に配慮した種苗）の利用 ●防鹿柵（パッチディフェンス等）の設置 	[25],[26]
モニタリングと順応的管理	<ul style="list-style-type: none"> ●PDCA サイクルの確立・モニタリング調査（定点撮影、指標種調査） ●結果に基づく計画の見直し（順応的管理） 	[26],[27]
関連資料対応： [25] NPO 法人森づくりフォーラム_人工林の多様性を高める森づくり事例ガイド [26] 林野庁_森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針 [27] 環境省_30by30 ロードマップ		

1-2 評価基準の設定

(1) 背景

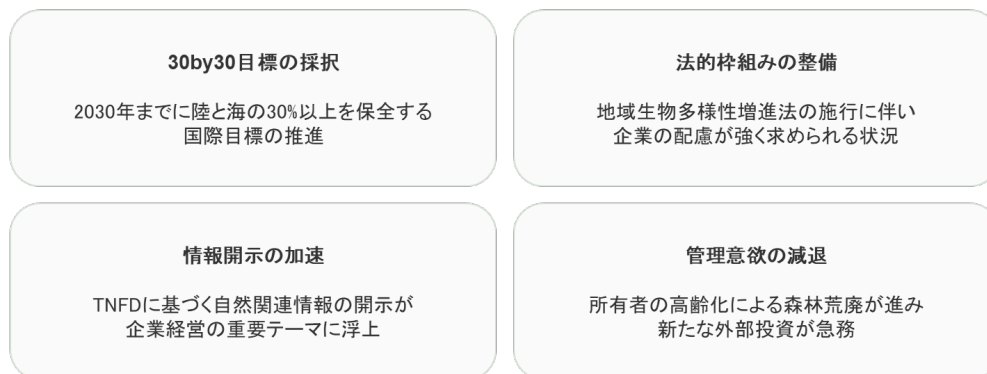
とくしま森林づくり県民会議では、これまで森林整備活動に伴い発生するCO₂吸収量を認証する仕組みを通じ、企業や団体による気候変動対策への貢献活動（森づくり）を推進してきた。この取り組みは脱炭素社会の実現に向けて一定の成果を上げてきたが、近年、生物多様性を巡る社会情勢は大きく変化している。2022年12月のCOP15における世界目標「30by30」の採択や、2025年4月の「地域生物多様性増進法」の施行などを背景に、企業の事業活動においては、従来の気候変動対策に加え、生物多様性への配慮が新たに強く求められるようになった。さらに、国の「自然共生サイト」認定制度の本格運用や、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）に基づく情報開示の動きが進むなど、企業経営において「ネイチャーポジティブ（自然再興）」への対応が極めて重要なテーマとなっている。

一方、森林の現場においては所有者の高齢化や管理意欲の減退が進んでおり、新たな投資を呼び込み、森林整備を促進することが急務となっている。しかし企業側、特に中小企業にとっては、独自の専門知識や資金力で高度な環境貢献活動や国際的な開示基準に対応することは困難な現状がある。

こうした背景から、企業による森林への投資を継続・拡大させるためには、従来の「気候変動対策型の森づくり（CO₂吸収・炭素固定）」から一歩進め、新たに「生物多様性保全」の視点を取り入れた包括的な森づくりの評価軸を設定する必要性が生じた。大企業の高度な情報開示ニーズから、中小企業の地域貢献ニーズまで、多様な企業の意向を受け皿とし、森林の多面的な価値を適切に可視化できる新たな評価基準が求められている。

森林保全を巡る社会情勢の変化

脱炭素から生物多様性（自然再興：ネイチャーポジティブ）へのパラダイムシフト



(2) 基本的な考え方

新たな森づくり評価基準の策定にあたっては、従来の「CO₂吸収・炭素固定」という気候変動対策の視点に、「生物多様性の保全・回復（ネイチャーポジティブ）」の視点を統合し、森林が有する多面的な機能（供給・調整・文化・基盤サービス等）を包括的に可視化・評価することを基本とする。

また、企業の多様な目的やリソースの段階に応じて参画を促し、さらにその評価軸自体を継続的に改善していくため、以下の考え方に基づいて基準を運用する。

① 企業の段階に応じた「4つの評価視点」の設定

企業の多様な目的やリソースの段階に応じて参画を促すため、評価基準を単一の枠組みで縛るのではなく、以下の「4つの視点（必須要件・適切な施業管理実態・企業連携（基本事項）・企業連携（TNFD 対応）」で構成する。これにより、企業にとっての参画ハードルを下げつつ、最終的には高度なネイチャーポジティブ活動へと段階的に誘導する構造とする。

・ 必須要件

生物多様性保全を前提とした適切な森林経営が担保されているかを確認する必須要件である。この要件が不十分な場合は評価対象外となり、施業の見直しが求められるなど、すべての森づくり活動のベースラインとなる重要な項目となっている。

・ 適切な施業管理実態

長伐期化や複層林化への誘導、保護樹帯の保残、シカ等の鳥獣害対策、外来種の駆除、絶滅危惧種の保全対策など、生物多様性に配慮した具体的な森林施業が現場で適切に実践されているかを確認する。これらの管理実績が高く評価された林分が、優良な森として選定される基準となる。

・ 企業連携（基本事項）

企業の規模を問わず、着手しやすい「環境貢献ニーズ」に対応した導入レベルの評価項目である。里地里山の再生による地域社会との共生、社員が参加する活動を通じたウェルビーイングの向上、小規模な多様性の創出や地域資源の活用など、「地域における共感」と「参加型」に重点を置き、社会的な活動の広がりを評価する。

・ 企業連携（TNFD 対応）

事業活動が自然環境に与える影響を管理する、実践・発展レベルの評価項目である。TNFD 等の国際的な開示枠組みやミティゲーション・ヒエラルキー（回避・最小化・修復・代償）に基づき、重要地域の回避、森林構造の多様化、自然共生サイトの登録など、高度な事業リスクの管理と自然再興への貢献を評価する。

② PDCA による 3つの目的の継続的強化

本評価基準は、一度策定して完了するものではなく、「評価・実証・改善」を繰り返す PDCA サイ

クルを回すことで、ネイチャーポジティブの実現を目指すものである。具体的には、以下の3つのプロセスを連動させる。

- ・ **目的の強化（評価手法の構築）**：森林の多面的な機能を整理し、新たな評価基準を構築する。
- ・ **実証と策定（マニュアル化）**：構築した手法を現場で実証してマニュアルの有効性を検証し、投資環境を整備する。
- ・ **参画の拡大（フィードバック）**：多様な企業の参画を促すとともに、現場の運用状況や企業のニーズをフィードバックし、評価軸の絶え間ない改善を行う。

このように、企業の目的に寄り添った段階的な評価基準を設定し、かつその基準をPDCAサイクルによって絶えずアップデートしていくことで、多様な企業の森林への投資（環境貢献活動）を促し、企業価値の向上と持続可能な森林管理・地域活性化の同時実現を目指す。

PDCAによる3つの目的の継続的強化



(3) 森林が有する多面的な機能に係る評価の視点

本マニュアルにおける評価基準は、既存の気候変動対策（CO₂ 吸収）と生物多様性保全（ネイチャーポジティブ）を統合し、森林が有する多面的な機能（生態系サービス）を企業価値として最大限に可視化するために、以下の5つの視点（カテゴリー）から構成する。

① 木材資源の蓄積と炭素固定（供給・調整サービス：CO₂ 吸収機能）

気候変動対策の核となる機能である。単に「植えて育てる」だけでなく、長期的な炭素貯留と資源の循環利用を評価する。

- **確実な再造林と循環利用**

- 「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルを確立しているか。伐採跡地を放置せず、適切な時期に再造林（人工造林または天然更新）を行い、次世代の吸収源を確保しているか。

- **木材利用による炭素貯蔵（HWP: 伐採木材製品）**

- 生産された木材を、建築物や家具などに利用し、都市部における「第2の森林」として長期間炭素を固定しているか。また、林地残材などをバイオマスエネルギーとして利用し、化石燃料の代替として貢献しているか。

- **長伐期施業への移行（炭素ストックの増大） ※大径材に対する需要が見込まれる場合**

- 標準的な伐期（スギ・ヒノキで約50年）を超えて、80年以上の長期育成を行っているか。伐期を延ばすことで、森林内の炭素蓄積量（バイオマス量）を増大させるとともに、大径木を育成して高付加価値化を図っているか。

② 水源のかん養・山地災害の防止（調整サービス：防災・減災機能）

「グリーンインフラ」や「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」の観点から、企業の事業継続や地域社会の安全への貢献を評価する。

- **下層植生の保全と土壌流出防止**

- 適切な間伐により林内に光を入れ、下層植生（低木や草本）を発達させているか。下層植生と樹木の根系による「網目効果」や「杭効果」により、表土の流出や斜面崩壊を防いでいるか。
- シカ等の食害対策（防護柵の設置等）を行い、下層植生の衰退による土壌流出（生態系基盤の劣化）を防いでいるか。

- **立地に応じたゾーニング（機能区分）**

- 地形や地質を考慮し、「木材生産重視エリア」と「災害防止重視エリア（急傾斜地や崩壊リスク地）」を区分しているか。特に、崩壊リスクの高い場所や尾根筋は伐採を控える、あるいは保残帯として残すなどの配慮を行っているか。

- **溪畔林（水辺林）の保全**

- 溪流沿いの森林（溪畔林）を保全・整備しているか。溪畔林は土砂の河川流入を防ぐフィルター役を果たすとともに、豊かな水資源を涵養する重要なエリアである。

③ **生物多様性の回復（基盤・調整サービス：ネイチャーポジティブ）**

単一の人工林から、多様な生物が暮らせる森への転換を評価する。

- **森林構造の多様化（針広混交林・複層林）**

- 針葉樹と広葉樹が混じる「針広混交林」や、高さや樹齢の異なる木が混在する「複層林」へ誘導しているか。多様な構造は、多様な生物の生息場所（ハビタット）を提供し、病虫害への抵抗力（レジリエンス）も高める。

- **マイクロハビタット（微小生息域）の確保**

- 効率的な林業では排除されがちな「枯損木（立ち枯れ）」「倒木」「樹洞のある木」をあえて残しているか（保持林業）。これらはキツツキや昆虫類など多くの生物にとって不可欠な住処となる。

- **在来種・地域性種苗の利用**

- 植栽の際、外来種ではなく、その地域本来の遺伝系統を持つ「地域性種苗」を使用し、遺伝的多様性の攪乱を防いでいるか。

④ **レクリエーション・癒し・環境教育（文化的サービス：ウェルビーイング）**

森林空間を、社員や地域住民の健康、教育、交流の場として活用し、社会的な価値を創出しているかを評価する。

- **フィールドの提供と活用（森林サービス産業）**

- 森林を「健康（森林セラピー等）」「観光（エコツーリズム）」「教育（木育、環境学習）」の場として活用・提供しているか。これにより、関係人口の創出や地域活性化に貢献しているか。

- **社員研修・ボランティア活動**

- 社員やその家族が、植林、下草刈り、自然観察などの活動に参加し、自然資本への理解を深める機会を設けているか。これは人材育成（人的資本への投資）やエンゲージメント向上にも寄与する。

- **地域文化・伝統の継承**

- 里山林の管理を通じて、地域の伝統的な資源利用（炭焼き、キノコ栽培等）や、祭り・文化財に必要な資材の供給（茅場の維持等）に貢献しているか。

⑤ 評価と情報開示（ガバナンス）

活動の質を担保し、対外的に信頼性を証明するための基準である。

- 「自然共生サイト（OECM）」への登録
 - 環境省の認定制度を活用し、生物多様性保全に貢献する区域として国のお墨付きを得ているか。あるいは、その森林が「自然共生サイト」として認定が見込まれる価値を有しているか。認定が見込まれる価値については、以下の『(7) 補足』を参照のこと。
- モニタリングと PDCA
 - 活動の実施状況（植林本数、間伐面積等）だけでなく、森林環境の状態（植生の変化、指標生物の確認等）を定期的にモニタリングし、科学的根拠に基づいて計画を見直しているか（順応的管理）。
- TNFD 等の枠組みに沿った開示
 - 森林への依存度と影響を評価し、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）などの国際的な枠組みに沿って情報を開示しているか。
 -

(4) 評価基準の設定

既存の気候変動対策（CO2 吸収・炭素固定）と生物多様性保全（ネイチャーポジティブ）を統合した、包括的な「森林づくり評価基準」を設定した。この基準は、森林が持つ多面的機能（生態系サービス）を企業価値として最大限に可視化・評価するためのものである。

調査票の全体構成と評価カテゴリー

必須要件から高度な国際基準対応までを網羅



- ① **必須要件**：森林経営計画の策定、必須な施業管理実績の確認<万が一、不十分な場合は評価対象外となり施業見直しとなる>

生物多様性保全を前提とした適切な森林経営の担保

項目	チェック内容（具体的な活動・視点）
森林経営計画の策定	森林経営計画が策定されているか。
目指す森林の姿（目標）の設定	目指す森林の姿（目標）が定められているか。
林分の多様性確保	様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階等から構成される林分形成を目指しているか。
生物多様性保全に配慮した伐採・更新の実施	伐採・更新の作業時、溪畔林等の保全、生物多様性保全に配慮した取組みをしているか。
保護樹帯又は保残木への影響の最小化	架線又は集材路の設置時に保護樹帯又は保残木への影響の最小化に努めているか。
絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集	あらかじめ絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集をし、適切に対策を講じているか。

- ② 適切な施業管理実態：適切な管理が行われているかの施業管理実績の確認<高得点の林分をネイチャーポジティブ企業連携の森に選定>

生物多様性保全を前提とした適切な森林経営の担保

項目	チェック内容（具体的な活動・視点）
複層林化	長伐期化、帯状又は群状伐採による複層林化を目指しているか。
尾根筋保護樹帯	尾根筋保護樹帯を設定・保残しているか。
経済合理性の低い箇所等の保残	侵入広葉樹、枯損木、樹洞木、経済合理性の低い箇所等の保残をしているか。
刈払い、整地の最小化	刈払い、整地を植栽に必要な最小限にとどめる配慮をしているか。
採取地が明らかな種苗の使用	採取地が明らかな種苗を使用しているか。

項目	チェック内容（具体的な活動・視点）
水源域への配慮	水源域などにおいて、生分解性チェーンソーオイルの使用しているか。
鳥獣害対策	シカ食害対策のための防護柵や単木保護資材の設置、わなや銃器等による捕獲等の鳥獣害対策を講じているか。
外来種の駆除対策	外来種の駆除対策をおこなっているか。
絶滅危惧種等の生育・生息確認時の対策	絶滅危惧種等の生育・生息が認められた場合の専門家への相談、保全対策を講じているか。
里山資源の継続的利用	里山資源の継続的利用に向けて、定期的な伐採・保育、広葉樹用材林への誘導等をおこなっているか。

③ 企業連携（基本事項）：地域貢献や社員参加、資源活用など、活動の拡がりを評価

地域社会との共生と、社員のウェルビーイング向上

項目	チェック内容 (具体的な活動・視点)	項目	チェック内容 (具体的な活動・視点)
1. 地域社会への貢献	里地里山・放置竹林の再生	3. 生物多様性創出	パッチワーク型の森づくり
	地域固有の生態系・文化保全		生態系ネットワークへの貢献
	地域住民・NPO等との連携	4. 資源活用と経済性	地域産木材・バイオマス利用
社員・家族参加型の活動	製品・サービスとの連動		
2. 参加型活動と 人づくり	福利厚生・ウェルビーイング	5. 外部評価と発信	自然共生サイト認定
	環境教育・研修の場		成果の見える化と情報発信

④ 企業連携（TNFD 対応）：回避・修復・代償など、国際的な開示枠組みに準じた高度な活動

国際的な自然関連情報開示に資する高度な取り組み

項目	チェック内容 (具体的な活動・視点)	項目	チェック内容 (具体的な活動・視点)
1. 回避・最小化	重要地域を特定して回避	3. 代償・オフセット・ 情報開示	OECDとして登録
	汚染物質の排出を抑制		CO2吸収量を定量化
	外来種の持ち込みを防止		TNFD LEAPに基づく活動
	土壌流出を防止		生物多様性の評価・開示
2. 修復・回復	地域性種苗を使用		トレーサビリティの確保

(5) 森づくり事業タイプ別・自然共生サイト認定の方向性

本項目で設定する「タイプ別の目指す方向性」は、すべてのベースラインとなる「必須要件（森林経営計画の策定等）」をクリアし、かつ、現場において生物多様性に配慮した「適切な施業管理実態（長伐期化、広葉樹の保残、鳥獣害対策等）」が確認された森林を対象とする。

これらの前提条件を満たした優良な森林について、実際の森づくり事業のタイプごとに、環境省・国土交通省・農林水産省が推進する「自然共生サイト」のどの活動類型（維持・回復・創出）に当てはまるのか、評価の方向性を以下の通り設定した。

① 間伐地（継続的に管理されている森林）

- ・ 目指す方向性：【維持タイプ】として自然共生サイト登録を目指す
- ・ 対象：これまで計画通りに間伐等の手入れが行われ、光が入り下層植生が育っているなど、既に良好な状態（適切な施業管理実態）が保たれている森林が対象。
- ・ 管理の方向性：今後も適切な管理を継続し、現在の豊かな森林環境や生物多様性を「維持」していく活動として評価を行う。

② 伐採・再造林地（皆伐後の地拵え・初期植栽地）

- ・ 目指す方向性：【回復タイプ】の自然共生サイト登録
→ 将来は【維持タイプ】の自然共生サイトへ移行
- ・ 対象：手入れ不足で暗くなっていた人工林を伐採して新しく植え直した場所や、初期の保育段階にある伐採跡地。
- ・ 管理の方向性：伐採によって一時的にリセットされた環境から、適切な造林・保育（獣害対策や保残の実施等）を通じて健全な森へと「回復（再生）」させていく活動として評価する。森が順調に育ち安定した後は、「維持タイプ」へと移行させる。

③ 広葉樹林化地（皆伐後の地拵え・初期植栽地、広葉樹林への転換地）

- ・ 目指す方向性：【回復タイプ】の自然共生サイト登録
→ 将来は【維持タイプ】の自然共生サイトへ移行
- ・ 対象：スギやヒノキの人工林を伐採した後、広葉樹の苗木を植えたり、自然に生えてくる広葉樹を育てたりして、多様な樹種が混ざり合う森へ転換していく場所が対象。
- ・ 管理の方向性：過去に伐採によって一時的にリセットされた環境から、自然の豊かさを「回復（再生）」させる活動として評価を行う。豊かな広葉樹林として定着した後は、「維持タイプ」へ移行させる。

(6) ネイチャーポジティブ (NP) 型森づくりマニュアル (Ver1.0)

① 本マニュアルの目的

本マニュアルは、従来の木材生産を中心とした森林管理に加え、「生物多様性の保全・回復（ネイチャーポジティブ）」に配慮した森林施業を適切に評価し、可視化することを目的とする。現場における環境配慮型の施業実績をチェックし点数化（見える化）することで、環境貢献や事業リスク対応に関心を持つ企業とのマッチングを促進し、持続可能な森林管理のための新たな支援体制を構築するための実務指針である。

② NP 型森づくり 全体の流れと運用手順

本制度における評価および企業マッチングは、以下の4つのステップで進行する。企業の目的やリソースの段階に応じた評価ステップを設けることで、参画のハードルを下げつつ、最終的には高度なネイチャーポジティブ活動へと誘導する構造とする。

- **STEP 1**：現状の森林のチェック（6つの必須要件の確認）
- **STEP 2**：NP 型企業の森候補としてリストアップ（適切な施業管理の評価）
- **STEP 3**：企業とのマッチングと価値の向上
- **STEP 4**：企業の方向性に合わせた支援の証明（2つのパターン）
 - パターン1：一般の中小企業を中心とした制度運用
 - パターン2：TNFD 対策が必須の上場企業・大企業を中心とした制度運用

③ ネイチャーポジティブ (NP) 型森づくり 各 STEP でのチェック事項・要件

・STEP 1：現状の森林のチェック（6つの必須要件の確認）

まず、機構が管理する現状の森林について、「生物多様性保全を前提とした適切な森林経営が担保されているか」を確認する。この「必須要件」は、すべての森づくり活動のベースラインとなる重要な項目である。本要件が1つでも「NO」となる場合は評価対象外となり、施業の見直しが求められる。

【6つの必須要件】

- ・ 森林経営計画が策定されているか。
- ・ 目指す森林の姿（目標）が定められているか。
- ・ 様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階等から構成される林分形成を目指しているか。
- ・ 伐採・更新の作業時において、溪畔林等の保全など、生物多様性保全に配慮した取り組みを行っているか。
- ・ 架線または集材路の設置時に、保護樹帯や保残木への影響を最小化しているか。
- ・ あらかじめ絶滅危惧種等の生育・生息情報を収集し、適切に対策を講じているか。

STEP 1 の調査票

大項目		チェック内容（具体的な活動・視点）
必須要件	森林経営計画 対象森林 で取組む活動	森林経営計画が策定されているか。
		目指す森林の姿（目標）が定められているか。
		様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階等から構成される林分形成を目指しているか。
		伐採・更新の作業時、溪畔林等の保全、生物多様性保全に配慮した取り組みをしているか。
		架線又は集材路の設置時に保護樹帯又は保残木への影響の最小化に努めているか。
		あらかじめ絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集をし、適切に対策を講じているか。

・STEP 2：NP 型企業の森林候補としてリストアップ（適切な施業管理の評価）

STEP 1 を満たした森林について、現場で具体的に実践されている生物多様性への配慮（適切な施業管理実績）を、調査票を用いて点数化する。長伐期化や複層林化への誘導、鳥獣害対策など、管理実績が高く評価された林分を「NP 型企業の森林候補サイト」としてリストアップする。

【評価事項の例】

- ・ 長伐期化、帯状または群状伐採による複層林化を目指しているか。
- ・ 侵入広葉樹、枯損木、樹洞木などを保残しているか。
- ・ 刈払い、整地を植栽に必要な最小限にとどめ、適切な種苗（採取地が明らかなもの）を使用しているか。
- ・ 水源域での生分解性チェーンソーオイルの使用、防護柵等による鳥獣害対策、外来種の駆除対策を実施しているか。
- ・ 里山資源の継続的利用に向けた定期的な伐採等を行っているか。

STEP 2 の調査票

大項目		チェック内容（具体的な活動・視点）
適切な施業管理実績 ・ 加点要件	森林経営計画 対象森林 で取組む活動	長伐期化、帯状又は群状伐採による複層林化を目指しているか。
		尾根筋保護樹帯を設定・保残しているか。
		侵入広葉樹、枯損木、樹洞木、経済合理性の低い箇所等の保残をしているか。
		刈払い・整地の範囲を、植栽に必要な最小限にとどめる配慮をしているか。
		採取地が明らか種苗を使用しているか。
		水源域などにおいて、生分解性チェーンソーオイルの使用をしているか。
		シカ食害対策のための防護柵や単木保護資材の設置、 わなや銃器等による捕獲等の鳥獣害対策を講じているか。
		外来種の駆除対策をおこなっているか。
		絶滅危惧種等の生育・生息が認められた場合の専門家への相談、 保全対策を講じているか。
		里山資源の継続的利用に向けて、定期的な伐採・保育、広葉樹用材林 への誘導等をおこなっているか。

・ **STEP 3**：企業とのマッチングと価値の向上

リストアップされた候補サイトを対象に、支援を希望する企業とのマッチングを行う。

- ・ **マッチングが不成立の場合**：施業管理における生物多様性保全に関わる配慮（広葉樹の保残増等）をさらに向上させ、森林の付加価値を高めることで再度企業マッチングを促す。

・ **STEP 4**：企業の方向性に合わせた支援の証明（2つのパターン）

マッチングが成立した森林については、企業と連携して活動を展開することで評価点（企業の社会貢献度）が向上する。連携する企業の属性や目的に応じて、以下の2つのパターンで今後の運用および証明書の発行を行う。

▶ **パターン1**：一般の中小企業を中心とした制度運用

- ・ **連携成果の評価（基本事項の活用）**：企業連携後、企業の支援努力を成果として見える化（点数化）するため、「企業連携（基本事項）」のチェックリストを活用する。地域社会への貢献（里地里山再生等）、社員が参加する活動を通じたウェルビーイングの向上、小規模な多様性創出や資源活用などを評価する。
- ・ **運用方針**：環境省の「自然共生サイト」への登録手続きは行わず、機構の管理下で現在の良好な状態を継続的に維持・管理する（維持型のサイト運用）。
- ・ **発行される証明**：「企業連携（基本事項）」のチェックリストの大項目がバランス良く加点されている森林には、とくしま森林づくり推進機構から企業に対して「NP 森林支援証明（認定書）」を発行し、企業のPR等に活用する。

STEP 4 パターン 1 の調査票

大項目		チェック内容（具体的な活動・視点）
企業連携 による 加点要件 基本事項	1. 地域社会への 貢献	手入れ不足の里山や放置竹林の整備に取り組み、地域の景観保全や防災、鳥獣被害抑制に寄与しているか。
		在来種の保全や、地域の伝統行事・工芸に必要な自然資源（茅、ササ等）の再生を支援しているか。
		自社単独ではなく、地域の NPO、森林組合、住民団体等と連携・協働し、活動の継続性を確保しているか。
	2. 参加型活動と 人づくり	植樹や下草刈り、竹林整備などの活動に、社員やその家族がボランティアとして参加できる仕組みがあるか。
		活動を通じて社員が自然に触れ合い、社内コミュニケーションの促進や心身の健康増進が図られているか。
		整備した森林を、地域の子どもの環境学習や自社の社員研修のフィールドとして活用・開放しているか。
	3. 生物多様性 創出	小面積の伐採（15m 四方等）等を行い、林内に光を入れて多様な樹種や樹齢が混在する環境を作っているか。
		整備した森林は、地域の生態系ネットワークの連続性に貢献しているか。周辺環境と調和しているか。
	4. 資源活用と 経済性	オフィスの内装、家具、ノベルティ等に、整備した森林の木材や地域の間伐材・認証材を積極的に活用しているか。
		森づくり活動を自社製品の PR やブランディングに活用し、消費者の環境配慮行動を促しているか。
	5. 外部評価と 発信	環境省の「自然共生サイト」認定取得や、国際的な「30by30」目標への貢献を視野に入れた活動を行っているか。
		植えた本数、参加人数、確認された生き物等を分かりやすく数値化・可視化しているか。

▶ **パターン 2**：TNFD 対策が必須の上場企業・大企業を中心とした制度運用

- ・ **連携成果の評価（TNFD 対応の活用）**：国際的な開示枠組みに対応するため、「企業連携（TNFD 対応）」のチェックリストを活用し、企業の支援努力を高度に評価（点数化）する。ミティゲーション・ヒエラルキー（回避・最小化・修復・代償）に基づき、重要地域の回避、森林構造の多様化、定量的な評価・開示など、事業リスク管理と自然再興への貢献を確認する。
- ・ **運用方針**：高度な要件を満たした上で、環境省が推進する「自然共生サイト」への正式な登録手続きを行い、「プレミアム・NP 型企業の森」として継続的に管理する。
- ・ **発行される証明**：環境省からの「支援証明書」の発行に加え、「企業連携（TNFD 対応）」のチェックリストの大項目がバランス良く加点されている森林には、とくしま森林づくり推進機構からの「NP 森林支援証明（認定書）」を併せて発行し、企業に対し強力なダブル証明を提供する。

STEP 4 パターン 2 の調査票

大項目		チェック内容（具体的な活動・視点）
企業連携 による 加点要件 TNFD 対応	1. 回避・ 最小化	原材料調達や拠点開発において、国立公園や希少種の生息地（KBA 等）を特定し、回避しているか。
		汚染物質の排出抑制などの措置を講じているか。
		外来種の持ち込み防止などの措置を講じているか。
		土壌流出防止などの措置を講じているか。
	2. 修復・ 回復	植栽時に、地域固有の遺伝子を持つ「地域性種苗」を使用し、遺伝的攪乱を防止しているか。
	3. 代償・ オフセット・ 情報開示"	自社保有林等が国の「自然共生サイト」に認定され、国際的な OECM として登録されているか。
		森林整備による CO2 吸収や生物多様性価値を、J-クレジット、徳島 CO2 吸収認定として定量化・活用しているか。
		TNFD が推奨する LEAP（発見、診断、評価、準備）プロセスを念頭に置いた企業活動を行っているか。
		生物多様性の健全性について定期的なモニタリング等で評価・開示しているか。
		調達先において森林破壊ゼロや森林認証材の使用を徹底し、トレーサビリティを確保しているか。

(7) 補足：自然共生サイト（OECM）の認定基準と推奨活動

自然共生サイトの認定には、以下の生物多様性の価値（①）を有することに加え、その価値を維持・向上させるための効果的な管理活動（②）が実施されていることが求められる。

① 【価値】生物多様性の価値基準

自然共生サイトの認定基準（生物多様性の価値）は、大きく「場」「種」「機能」の3つのカテゴリーに分類される。これらを森林評価の実務に落とし込んだ基準案は以下の通りである。

①-1 【場】豊かな生物多様性を育む場としての価値

その場所自体が持つ生態学的、あるいは文化的な重要性を評価する。

基準 No.	認定基準の定義	森づくりマニュアルにおける評価・確認項目
1	公的機関等に生物多様性保全上の重要性が既に認められている場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 重要地域の重複・隣接: 環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」「重要湿地」や、自治体の「特定植物群落」「保全地域」などに選定・指定されているか。 ◆ 公的計画との整合: 自治体の生物多様性地域戦略等で「保全すべきエリア」として位置づけられているか。
2	原生的な自然生態系が存する場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然度の高さ: 人の手がほとんど入っていない原生林や、それに近い自然林が残されているか（植生自然度が高いか）。 ◆ 古木・巨樹: 長期間伐採されずに残った巨樹・巨木林が存在するか。
3	里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 二次林の質: クヌギ・コナラ等の雑木林や、アカマツ林など、人の手が入ることで維持されてきた二次林があるか。 ◆ モザイク状の環境: 森林だけでなく、草地、水辺（ため池・水路）などが混在し、里地里山特有の多様な環境が形成されているか。
4	在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、生態系サービスを提供する場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 種の多様性: 在来の動植物が多種類確認できるか（外来種が優占していないか）。 ◆ 生態系サービス: 水源涵養、土壌保全、炭素固定、微気象緩和（ヒートアイランド対策）などの機能が発揮されているか。 ◆ 都市の緑: 都市部においては、ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透に寄与する緑地として機能しているか。
5	伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化資源の供給: 祭事や伝統工芸に必要な資材（茅、漆、染料植物、特殊な木材など）を供給する場となっているか。 ◆ 社寺林・鎮守の森: 地域信仰の対象として、長期間保全されてきた森林であるか。

①-2 【種】 保全上重要な種が生息・生育する場としての価値

そこにどのような生き物が暮らしているか、特に希少性や特異性に着目して評価を行う。

基準 No.	認定基準の定義	森づくりマニュアルにおける評価・確認項目
6	希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場	<p>◆ レッドリスト種: 環境省または都道府県のレッドデータブックに記載されている絶滅危惧種が生息・生育しているか。</p> <p>◆ 生息の可能性: 実際に確認されていなくても、近隣の生息状況や環境条件から、希少種が生息している可能性が高いか (例：猛禽類の営巣に適した大径木がある等)。</p>
7	生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場	<p>◆ 固有種: その地域にしかない固有種や、分布が極めて限定されている種がいるか。</p> <p>◆ 分布の限界: 分布の北限・南限など、生物地理学的に重要な地域個体群がいるか。</p> <p>◆ 特殊な環境依存: 石灰岩地、蛇紋岩地、湿地など、特定の地質や環境にしかない植物や昆虫がいるか。</p>

①-3 【機能】生態系の機能やつながりを支える場としての価値

その場所が、周辺環境や生物のライフサイクルにおいてどのような役割（機能）を果たしているかを評価する。

基準 No.	認定基準の定義	森づくりマニュアルにおける評価・確認項目
8	動物の生活史にとって不可欠な場	<p>◆ 生活史の重要拠点: 渡り鳥の中継地・越冬地、魚類の産卵場所、ホタルの発生地など、生物が生きていく上で特定の時期に必ず利用する場所か。</p> <p>◆ 休息・採餌: 猛禽類の狩場や、夜行性動物の昼間の隠れ家（ねぐら）として機能しているか。</p>
9	緩衝機能や連結性を高める機能を有する場	<p>◆ エコロジカル・ネットワーク（回廊）: 分断された緑地をつなぐ「回廊（コリドー）」や「飛び石」としての役割を果たしているか。</p> <p>◆ バッファゾーン: 国立公園や希少種生息地などの核心エリアに隣接し、外部からの影響を和らげる緩衝地帯となっているか。</p>

◆ 評価にあたっての留意点（自然共生サイト認定の要件）

上記の9つの価値基準のいずれか1つ以上に該当することが自然共生サイト（OECM）認定の必須条件である。ただし、価値があるだけでなく、以下の「管理」に関する基準も満たす必要がある。実際に自然共生サイトの認定を受ける際には価値評価とセットで管理計画の策定も視野に入れる必要がある。

1. **境界・名称**: 区域が明確に定まっていること。
2. **ガバナンス・管理**: 土地所有権や管理権限が明確であり、**長期的な管理継続**が見込まれること。
3. **管理による保全効果**: 実施している管理（森林施業、草刈り、外来種駆除など）が、上記の生物多様性価値の維持・向上に有効であり、モニタリングによってその効果が確認できること。

あなたの森も？

自然共生サイト 認定の価値基準

✓ 9つのうち、1つ以上でOK!

価値があることに加え、長期的な管理計画があることも認定の必須要件です。

【場】としての価値



その場所自体が持つ生態学的・文化の重要性。原生林、里地里山、鎮守の森などが含まれます。

【種】としての価値



希少種や地域固有種など、そこに生息・生育する生き物の重要性。

【機能】としての価値



生き物の通り道（回廊）になったり、他の重要な自然を守るなど、生態系全体で果たす役割。

② 【活動】 森林生態系タイプ別の効果的な活動手法

申請する森林のタイプに応じ、以下の活動が行われているか、または計画されているかを評価する。

生態系タイプ	推奨される活動・評価の視点	関連する既存評価項目
全般・共通	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング: 生物相や環境のモニタリングを定期的実施し、順応的な管理を行っているか。 ● 外来種対策: 侵略的外来種の駆除や侵入防止対策を行っているか。 	モニタリングと PDCA
天然林 (原生的な森林等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全・維持: 人為的な干渉を最小限に留め、枯損木や倒木なども生態系の一部として保全しているか (マイクロハビタットの確保)。 	マイクロハビタット
里山林 (二次林)	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な管理: 下草刈りや落ち葉かき、萌芽更新など、人の手による管理を継続し、明るい林床や二次的自然環境を維持しているか。 ● モザイク状の環境: 森林だけでなく、水辺や草地など多様な環境を維持しているか。 	地域文化・伝統の継承
人工林 (循環林・生産林)	<ul style="list-style-type: none"> ● 長伐期化・複層林化: 画一的な一斉林ではなく、多様な樹齢・樹高の木が混在する森へ誘導しているか。 ● 間伐と光環境: 適切な間伐により林床に光を入れ、下層植生を発達させているか。 	長伐期施業 森林構造の多様化

2. 今後の展望（Ver2.0 への発展方針）

現在作成されている調査票案（実践チェックリスト）と「森づくりマニュアル（Ver1.0）」は、生物多様性の評価手法を現場で活用するための「実装指針（試行版）」として位置づけられている。これをベースに、次年度以降は「評価結果の蓄積」と「Web GIS 連携」を行い、「マニュアル+データ共有基盤」を統合した Ver2.0 へ発展させる計画を想定している。具体的な拡張方針は以下の通りである。

(1) 評価結果の蓄積とデータ化（定性から定量への拡張）

現在の調査票案は、専門知識がなくても取り組めるよう YES/NO での定性的なチェックが中心であるが、Ver2.0 ではその評価結果や活動実績をデータとして継続的に蓄積する仕組みを構築する。

- ・ **定量データの蓄積**：植栽本数、間伐面積、保残木の数、モニタリングで確認された動植物種などの具体的なデータを蓄積する。
- ・ **高度な科学的評価への対応**：蓄積されたデータを活用し、簡易指標（植生被度等）による評価から、多様度指数や「あいちミティゲーション定量評価手法」、HEP（ハビタット評価手続き）といった専門的・定量的な指標による評価へとステップアップできる基盤を整える。

(2) Web GIS 連携による空間情報の可視化

蓄積された評価データや森づくりの活動拠点を、位置情報（GIS データ）と結びつけて地図上で可視化（マッピング）する。R7 年度に構築予定の県の「森林クラウド」等との連携も視野に入れる。

- ・ **企業の TNFD 対応強化**：地図情報との連携により、企業は TNFD が推奨する「LEAP アプローチ」の「Locate（発見：事業拠点と保護価値の高い地域との関係性の特定）」のプロセスを GIS 上でスムーズに行えるようになり、精度の高い情報開示が可能になる。
- ・ **企業の貢献の「見える化」**：企業の森づくりが、地域全体の「生態系ネットワーク（飛び石や回廊）」の中でどのような役割を果たしているかを地図上で視覚的に証明できるようになり、地域社会や消費者への強力な PR ツールとなる。

(3) 「マニュアル+データ共有基盤」の統合

これまでの「紙や Excel ベースのチェックリスト（マニュアル）」を、システム上で評価・管理・情報共有が一元的に行える「データ共有基盤（プラットフォーム）」へと進化させる。

- **OECEM・クレジット申請の効率化**：蓄積されたデータと GIS による客観的な証拠（エビデンス）は、環境省の「自然共生サイト（OECEM）」への登録申請や、J-クレジットの創出に必要な証明データとして直接活用できるようになる。
- **投資と参画の拡大**：投資家や地域社会に対して「どこで、誰が、どのような価値を持つ森づくりを行っているか」を、透明性をもって示すことができるようになり、企業価値の向上と森林への新たな投資の呼び込みを強力に後押しする。

このように、Ver2.0 では「評価基準」を単なるチェックツールで終わらせず、企業のネイチャーポジティブ経営を支援し、実証と改善の PDCA を回すための「**生きたデータ基盤**」へと発展させていくことが最大の狙いとなる。

以上